

平成23年度 第1回三重県環境審議会 議事録

期日：平成23年11月9日(水) 13:30～

場所：アスト津4階 アストホール

発言者	内 容
岡村室長	<p>それでは、お待たせいたしました。</p> <p>ご案内の時刻がまいりましたので、ただいまから平成23年度第1回三重県環境審議会を開催いたします。内田会長様をはじめ、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。</p> <p>わたくしは、本日の司会進行を務めさせていただきます、環境森林総務室長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、開会に先立ちまして、今回から新たにこの審議会委員としてご就任いただいた委員の皆様方をご紹介させていただきたいと存じます。</p> <p>順次、ご紹介申し上げますので、恐縮ですが、簡単な自己紹介をよろしくお願いいたします。まず初めに、三重県議会議員の服部富男様でございます。</p>
服部委員	<p>県議会議員の服部富男でございます。三重郡の選出でございます。今回で2度目の委員就任となります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
岡村室長	<p>ありがとうございました。続きまして、同じく三重県議会議員の彦坂公之様でございます。</p>
彦坂委員	<p>こんにちは。鈴鹿市選挙区、三重県議会議員の彦坂公之でございます。よろしくお願いいたします。</p>
岡村室長	<p>ありがとうございました。続きまして、同じく三重県議会議員の藤根正典様でございます。</p>
藤根委員	<p>みなさん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、三重県議会議員の藤根正典と申します。今回4月の選挙で初当選させていただきました。皆様と一緒に、環境について考えまいたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。熊野市南牟婁郡選出です。お願いします。</p>
岡村室長	<p>どうもありがとうございました。続きまして、中部地方環境事務所統括環境保全企画官の近藤亮太様でございます。</p>
近藤委員	<p>近藤でございます。お世話になります。本省のほうでは、廃棄物リサイクルとか地球温暖化の省エネルギーの関係、あるいは、「環境教育の関係を担当しておりました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
岡村室長	<p>どうもありがとうございました。4人の委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日ご都合がつかず、やむを得ずご欠席となられました委員の皆様9名とお聞きしておますので、本日21名ということでご出席いただいております。どうもありがとうございます。</p> <p>それでは会議に先立ちまして、三重県環境森林部長辰己清和からご挨拶申し上げます。</p>
辰己部長	<p>皆さんこんにちは。三重県環境森林部長の辰己でございます。一言ご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、平成23年度第1回三重県環境審議会にご出席いただきまして誠</p>

	<p>にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は県行政、とりわけ環境行政に多大な協力とご支援を賜っております。重ねてお礼申し上げます。</p> <p>今回は、今年度に入りまして、先程司会からもありましたように、初めての審議会開催でございます。委員の皆様には若干のご異動がございまして、新たにご就任頂きました皆様、そして引き続きご就任いただきました委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、3月11日は東日本大震災でございました。現在でも9月には台風12号がございました。これらのことから、私たちは改めて自然の中で社会があるということや、命の大切さという様々なことを教訓させていただきました。</p> <p>また、原子力発電所の事故によりまして、環境と関係が大いに深い、エネルギー需給の仕組みを見直す大きな岐路に立たされておると認識しております。私たち省資源や省エネなど、私たちのライフスタイルそのものにも変化が求められているのではないかと考えております。</p> <p>このような中、県では新しい鈴木知事のもと「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」。今日は後で詳細説明があると思いますが、A3の部分がつけてございますが、タイトルにございますように、仮称で「みえ県民力ビジョン」ということで、県の総合計画にあたるものを策定中でございます。</p> <p>特に右側の4番にございますように、ここでは「県民力でめざす幸福実感日本一三重」という部分を基本理念に掲げまして、このビジョンにございますように、今までの共存を自立した様々な主体と協働して成果を生み出していくということ、もう一つ踏み込んで成果を出すということか、住民の方にも参画いただくというようなことで、「協創」と共に創るという考えのもとに、さまざまな政策を進めていくこととしております。</p> <p>5番目の政策転換の基本的方向でございますが、私たちの環境政策につきましては、の「守るの」中で、命と暮らしの安全・安心が実感できるためにというようなことで、政策の転換に環境森林部としても全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。</p> <p>本日の審議会では、まず、本年の1月に諮問いたしました「第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準」につきまして、水質総量規制部会から報告をいただき、ご審議をお願いすることとしております。</p> <p>水質総量規制部会の太田部会長様をはじめ委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご審議いただきまして、この度の答申案として取りまとめいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、「三重県環境基本計画」にかかる報告案件でございます。これは、部会での審議内容を井村部会長のほうからご説明のほどをと思っております。「みえ県民力ビジョン(仮称)」とあわせて基本計画のほうも年度内策定に向けてできればと、私どもも考えておるところでございます。委員の皆様から、今後の計画策定に向けたご意見を頂戴したいと考えております。</p> <p>本日の案件につきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
岡村室長	ありがとうございます。それでは続きまして本日の成立条件につきましてご報告申し上げます。

	<p>ます。本日もご出席いただいております委員の方は、先程もご報告させていただきましたが、21名ということになっておりまして、条例第5条第2項に規定する定足数に達してしておりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>続きまして本日の議題でございますが、本日も審議いただく案件は、先程部長のご挨拶にございましたが、お手元の事項書にございますとおり、1つ目は「第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準」についての諮問案件1件でございます。それから2つ目が「三重県環境基本計画について」の報告案件1件ということで、合計2件のご審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>今からご審議をいただくのですけれども、大変お手数ですけれども、ご発言いただく際にはマイクをお持ちさせていただきますので、マイクを通してご発言いただくようお願い申し上げます。</p> <p>それでは審議会の議事進行につきましては、条例第5条によりまして、「会長が議長となる」と定められております。ただいまからは内田会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、内田会長様、どうぞよろしく申し上げます。</p>
内田会長	<p>はい。皆さんお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。今日皆さんの顔をお見受けしますと、前回より若返ったかなというふうな印象を受けますけれども、実際のメンバーはそんなには変わっていないので、会場が明るいから若返ったように見えるのかなと、こういうふうな気がいたします。環境審議会ですので、次回からも明るくて清潔なところで是非開催できるように、県の人には努力をお願いしたいとこのように思っております。</p> <p>それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。</p> <p>まずは、第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準」について審議を進めてまいりたいと思います。このことについては1月28日付けで三重県知事から諮問され、内容が専門的なことに及ぶということから、この審議会に水質総量規制部会を設けまして、部会の中で活発に議論をしていただきました。部会長は太田清久先生にお引き受けいただきまして、その審議の結果がまとまりましたので、今日、太田先生からその報告をお願いしたいとこのように思いますので、先生どうぞよろしく申し上げます。</p>
太田部会長	<p>ただいまご紹介にあずかりました、水質総量規制部会の部会長を務めさせていただいております三重大学の太田でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>皆様にお配りしてある資料は、資料1 答申案資料 1-1、それから資料 1-2 がお手元に配布されているかと思っておりますけれども、ご確認ください。</p> <p>それでは早速、水質総量削減計画及び総量規制基準についてご説明申し上げます。</p> <p>水質総量規制部会では、本年1月28日に三重県知事から諮問のありました、「第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準」について、専門的な立場から調査検討を進め、答申案（資料 1-1）をとりまとめましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>総量削減計画及び総量規制基準については、水質汚濁防止法の規定によりまして、伊勢湾、東京湾、大阪湾を含む瀬戸内海を流域とする関係都府県知事が、国が定める「総量削減基本方針」について作成することが義務付けられているわけでございます。概ね5年ごとに削減目標、総量削減のための方途および基準値の見直しを実施しております。</p>

これまで6次にわたり取り組んできたわけでございますけれども、本年6月15日に環境大臣から第7次総量削減基本方針が示されました。従いまして、平成19年に策定いたしました第6次総量削減計画および総量規制基準をこの環境大臣から示された方針に基づいて見直しをいたしました。

まず、お手元の資料1「第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準」についてをご覧ください。その1ページでございますけれども、第7次の計画及び基準について、平成23年1月28日付けで三重県環境審議会委員会に知事から諮問されまして、本部会で検討してまいりました。

平成21年度を目標といたしました第6次総量削減計画においては、COD、窒素、りん削減目標を達成することができましたけれども、伊勢湾においては、赤潮や貧酸素水塊が夏季を中心に発生しておりまして、環境基準のCOD、化学酸素要求量ですけれども、これの達成率においては50%程度で推移している状況で、より一層の水質の改善が必要という状況でございます。

平成26年度を目標年度といたします、第7次においては、人口及び産業の動向、排水処理技術の水準、下水道の整備状況等を勘案いたしまして、別添の「総量削減計画(案)」に基づき、一層の汚濁負荷を削減することが妥当といたしました。

さらに、汚濁負荷量の削減には、工場・事業場の排水基準の遵守について、厳格に監視、指導する必要がありますけれども、これまでの取組により、かなりの負荷削減が進められている状況であり、個々の事業場の排水処理の実情を踏まえて、資料の1-1に示します、先程申しました「総量規制基準(案)」により一層の削減をすることが妥当であるというふうに考えました。

その詳細については、これからご説明させていただきますが、まずは水質総量削減制度の概要、伊勢湾の水環境の状況について、事務局から諮問の際に、ご説明いただいているところでございますが、改めて簡単にご説明を申し上げたいと思います。

資料1-2の2ページをご覧ください。水質総量削減制度の概要でございますけれども、この制度は、人口及び産業の集中等によって、生活や事業活動により排出された水が大量に流入する伊勢湾のような閉鎖性水域で、濃度による排水規制だけでは、望ましい水質の基準の達成が困難である流域を対象といたしまして、流入する汚濁負荷の総量の削減することを目的に昭和53年に水質汚濁防止法の改正によって導入されました。この規制の対象となっております、先程申し上げました、東京湾や伊勢湾等を指定水域と申しますけれども、昭和53年の改正によって、翌昭和54年から各関係都府県、三重県はもちろんですけれども、国から示された、湾ごとの削減目標及び目標年度、汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を記しました基本方針に基づき、「総量削減計画」、「総量規制基準」を策定して、現在まで総量削減に取り組んできたわけでございます。

ここに示しましたグラフは、三重県の状況を示したものですが、COD、窒素については左メモリ、りんは右メモリとしてなっておりますけれども、CODは、昭和59年に1日あたり52tあったものが、6次、平成21年度ですけれども、これを見ていただきますと、1日あたり29tとなっております。窒素を見ていただきますと、昭和59年には40tであったものが、平成21年度では23t、1日あたり17t削減されていると、いうことでございます。りに

については、昭和 59 年、1 次の時には 3.7t だったのが、6 次は 1.8t というふうに三重県の場合は大幅に削減されておりまして、概ねこの期間で半分ぐらいまで削減が進んでいるということでございます。

参考までに下の段のところに愛知県、岐阜県を含めた伊勢湾全体の推移を示しております。こちら三重県の状況と同様に、全体的に概ね半減している状況でございます。

削減目標量という言葉を使っておりますけれども、これは削減した後の排出量という意味でございますので、誤解のないようにご理解のほどよろしく申し上げます。

次に、伊勢湾の水質。こちらは、資料 1-2 の 3、4 ページをご覧くださいなのですが、経年変化の折れ線グラフがあると思います。これには、伊勢湾、三河湾、そして瀬戸内海、太平洋沿岸ということで、3 ページの上に COD のグラフ、その下に窒素濃度、そして 4 ページが、りんの経年変化をグラフで示しております。汚濁負荷量の削減は進んでいるものの、これを見ると顕著な改善傾向は見取ることができません。

次に 5 ページでは、環境基準の達成状況を、どれだけ達成しているかということグラフで示しております。これを見ると、伊勢湾の場合には上のグラフの COD で概ね 50% となっています。

そして、下のほうのグラフに関しましては、窒素とりんの達成状況でございます。これも、伊勢湾の場合には、概ね 50% 達成しているということでございます。

次に 6 ページ、赤潮の発生状況の折れ線グラフを見てください。これを見ると伊勢湾の場合には、昭和 55 年、150 件以上あったものが、平成 9 年には 50 件程度に減ってきていますが、近年はそんなに変化がないという状況でございます。

一応こういう赤潮の原因は、皆様ご存知のとおり、窒素、りん等による富栄養化が要因と言われておりますけれども、従いまして、富栄養化対策として総量規制、水質規制ということでは、COD に加え、窒素、りんの規制も必要でございます。

続いて、7 ページをご覧ください。これは、DO というのは溶存酸素のことで、水中に溶け込んでいる酸素量ということですが、通常 25 度ですと 8ppm ぐらいの酸素が溶け込んでおります。そして、2ppm 以下、つまり 2mg/L 以下になると、いろんな水生生物及びプランクトン等の生息に影響があるといわれております。ですからこうした 2ppm 以下の窒息した状態を貧酸素としておりまして、伊勢湾内の状況を見てみると、夏季には広範囲で発生している状態となっています。

それから 9 ページをご覧ください。ここに水質汚濁の模式図を示しておりますが、赤潮が発生して、有機物の増大、つまり植物性プランクトンが増殖し、それが、海底に沈降してバクテリアにより分解されます。その際、海水中の溶存酸素が失われて、貧酸素水塊が発生し、生物に悪影響を及ぼしています。また、海底に堆積した底質から有機物が溶出し、プランクトンが増殖するという悪循環が起こっています。

次に水質総量削減計画案についてお話ししたいと思います。環境省は、伊勢湾における総量削減基本方針を策定したわけでありまして、その中で具体的に三重県の削減目標を定めました。

今のご覧になっている資料の 16 ページまでちょっと飛んでください。第 7 次水質総量規制

の実施というところでございます。第7次総量削減の基本的な考え方といたしまして、6次に引き続き負荷量削減の取り組みの着実な継続がというのが求められているわけでございます。

伊勢湾の削減目標は17ページに示されたとおりですが、CODで平成21年に158tあったものを平成26年度に146tへと12t削減することとされており、そのうち10tは生活系で削減することとなっており、窒素、りんについても同様に生活系での削減が主たる部分となっています。

また、三重県分については18ページに示されたとおり、CODで29tから27tへと2tの削減、窒素、りんそれぞれ、1t、0.1tの削減となっています。

なお、こうした削減を進めて行く主な方法として、生活系では、合併処理浄化槽、下水道、集落排水処理施設等の生活排水処理施設の整備は勿論のことですが、合流式下水道の改善、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進などが挙げられています。

それでは、資料1の一番最初ご説明した、3ページにお戻りいただけますか。総量削減計画(案)の削減目標ということで、3ページの(2)にCOD、窒素、りんそれぞれについて、生活系、産業系、その他系の発生源別の削減目標を表に示してございます。

それでは、削減目標の設定の根拠を、まず生活系なんですけれども、1日あたりCODで12トンの削減としたわけでございますけれども、この根拠について申し上げます。資料1-2の33ページを開いてください。

ここでは、国において国勢調査をもとに三重県の将来人口を市町ごとに推測いたしましたデータが公表されておりますので、これを用いまして、平成26年度における三重県の人口を予測し、併せて、浄化槽や下水道、集落排水処理施設等の整備状況を実際に市町にヒアリングやアンケートを実施しまして、平成26年度における発生負荷量を推計いたしました。それが、資料編34ページに生活系負荷量の推計として記してございます。これを見ますと、1日あたりCODは11.5トン窒素で6.7トン、りんで0.71トンでございます。

目標値としては、記載した端数を端折っておりますので、CODは1日あたり12トン、窒素は1日あたり7トン、りんは1日あたり0.7トンと設定いたしました。

次にその他系についてですが、41ページをご覧ください。その他系については牛、馬、豚の家畜頭数、田畑等の土地面積、ぶり、鯛などの養殖魚の漁獲量を、これらを管轄するところを対象にしてヒアリングやアンケート調査をいたしまして、平成26年度の見込み数を把握して、これから負荷量を算出して、最終的に第7次の目標といたしました。

具体的には、その他系では、42ページをご覧ください。一番下ですね。CODが3.4トン、窒素では10.5トン、そしてりんは0.33トン。生活系と同じように端数を処理いたしまして、目標値案といたしましては、CODを1日あたり3トン、窒素で10トン、りん0.3トンといたしました。

その次に産業系の設定根拠のご説明に入りたいと思います。戻っていただいて35ページをご覧ください。産業系でございます。

指定地域内事業場としては777軒、基準に基づく事業所というのは、1日あたり50m³以上が対象でございます。指定地域内事業場はそこに書いてある777なんですけれども、水質汚濁防止法の規制対象となる事業所は777よりも多いのですけれども、1日の排出量が50m³以下

のところは、この総量規制の基準の適応の対象外ということで、それが 5,026。それから、全く水質汚濁防止法の対象にもならないの、未規制事業場というのが、県下に 8,094 ございます。

この指定地域内の事業場において、大規模事業場 32 社に対して、第 7 次の策定するに当たってアンケート調査をしております。その結果について、第 7 次の見込みについて算出したものが、35 ページの下、一番下に大規模事業場の負荷量の推計というふうに記してございます。

このアンケート調査では、いずれの事業場も平成 26 年度には景気の回復を見込み、生産量が現状もしくは増加としておりまして、それにあわせて負荷量も増加する見込みとなっております。

大規模事業場 32 社以外の残りの 745 事業場については、各産業分類中分類別に区分し、平成 21 年度の実績をもとに県内の製造品出荷量の推移から、負荷量を推計いたしました。

その結果、指定地域内事業場 777 社分としての推計値が、37 ページの表に記してございますが、いずれも水量、負荷量が増加するという結果でございました。

次に、水質汚濁防止法の届出対象ではあるものの、排水量が少ないために、規制の対象とならない事業場についてです。先程申し上げましたように、5,026 社という届け出がございませけれども、この事業場についても、同じように、届出た、水量や水質をもとに負荷量を算出いたしました。そのグラフが 38 ページにございます。

下水道の整備状況等を踏まえて若干の補正をいたしまして、小規模事業場の負荷量の推移については、平成 21 年度から大きく変わらないであろうというふうに推測しております。

次にめくっていただいて、39 ページなんですけれども、全く水質汚濁防止法、総量規制にかからない未規制事業場についてでございますけれども。

ここでは、8,094 事業場あるわけでございますけれども、これもやはり、製造品出荷額や工業統計、商業統計、事業所統計などの各種統計調査を基に計算いたしまして、それから下水道の整備状況等を勘案した上で、平成 26 年度の負荷量を推計いたしました。それが、39 ページの下の表です。

40 ページに、以上の産業系のまとめたものを、平成 21 年度に実績及び平成 26 年の推計を並列して表にしております。削減目標としては、さらに産業系下水道からの負荷を加えたものから、この後で説明させていただく総量規制基準の強化とか、排水処理施設の更新など各事業所での取組による削減効果を差し引いて設定いたしました。

次に総量削減のための方途についてご説明させていただきます。

資料 1-1 総量削減計画(案)の 2 ページから 7 ページに記してございます。生活排水への対策としては、先程も言いましたけれども、浄化槽、下水道、集落排水処理施設などの生活排水処理施設の整備などがございますけれども、これは、三重県では、生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)に基づき、各市町とも連携のうえ計画的な整備を進めることになっているわけでございます。

それから、産業系の方途でございますけれども、基本は排水の規制によることとなりますが、法律に基づく規制の実施、法令による規制対象とならない事業場にあつては、「小規模事業場等排水処理対策指導要領」に基づき排水処理の指導及びアドバイスを行うこととしております。

それから5ページのその他の汚濁発生源対策についてでございます。

その他系については、農用地や畜産業、養殖業等の汚濁発生源がいろいろたくさんあるわけですが、それぞれ環境負荷の低減に関する法令の整備が進んできておりまして、各種法令に基づいて施策を講ずることで、削減に取り組むこととしているわけでございます。

それから、(1)-6の、その他の(4)のところを見ていただくと、それ以外なんですけれども、こうした取組に加えて、より一層の汚濁負荷低減を進めるために、普及活動とか、啓発活動とか、いろいろございますけれども、河川・海域の水質常時監視、監視体制の充実、それから調査研究の推進。それと中小企業に対する支援等でございます。多様なこういう支援、連携も含めて進めていくということでございます。

次に、総量規制基準(案)で、資料1、その3ページに戻ってください。

先程も言いましたように具体的に、各工場・事業場が一日に排出する汚濁負荷量の許容限度を1日あたりのkg(キログラム)ということで示しているわけでございますけれども、これはL(エル)値というわけでございます。これを算出する際の基準となっている、業種区分ごとのCOD、窒素、リンの濃度、この値はいずれも1リットルあたりのg(グラム)の値。つまりPPMで示しているわけなんですけれども、C(シー)値と言われています。このL値、つまり、1日に排出する排水の基準値、汚濁負荷量は、 $C \times Q \times 10^{-3}$ で計算するんですけれども、この濃度CにQこれは1日あたりの排水量 m^3 (立方メートル)を掛けて、1日あたりの負荷量を出すものとなっております。その際の基準となるC値、COD、窒素、リン、の濃度なんですけれども、215の業種別の区分があり、さらに、CODで3区分、窒素、リンで2区分の時期区分が設定されています。

C値を設定するにあたっては、環境省告示で定められたC値の範囲から設定する必要があり、三重県においては、基本的に最も厳しい値となる下限値を採用していますが、もちろん個々の事業場の事情もございますので、下限値じゃなくて、中間値や上限値を採用している業種区分がいくつかございます。

今回、環境省告示の見直しにあわせて、C値の見直しによる規制強化を行いました。

4ページをご覧ください。業種については、215業種だったんですけれども、ここの表に示したものについては、今回見直したものについてだけ、載せてございます。

この215種のうち環境省告示ではCODで10業種13区分、窒素で11業種20区分、リンで11業種13区分の見直しがありました。このうち三重県に関係しているものでは、CODで6業種6区分、窒素で6業種8区分、リンで4業種5区分の見直しが必要となりました。

なお、見直しにあたっては、県内に事業所等が存在しない場合は、最も厳しい下限値を採用しております。今後新たにこの業種区分に工場・事業場が県内にできた場合にも、最新の水処理設備を導入することで、対応可能と考えております。

一方、既にその業種区分に属する工場・事業場が県内に存在する場合は、C値を厳しくするにあたって、各工場・事業場に対してヒアリングやアンケートを三重県で実施しておりまして、排水処理の現状や新C値への対応可能性について確認しており、実現可能性も考慮したうえで見直しを行いました。

ちなみに、今回見直しの対象となった工場・事業場については、CODで2社、窒素で4社、

	<p>りんで2社の計8社となっております。</p> <p>C値(案)の詳細は、資料1-1の別添1から3に示したとおりですが、ここから見直しのあった部分を抜き出したのが、資料1の4ページの一覧表です。</p> <p>表中のCo(シーゼロ)、Ci(シーアイ)、Cj(シージェイ)がそれぞれ届出の時期区分を示しており、矢印の左側が見直し前、右側が見直し後の値となっております。</p> <p>時期区分の詳細については、一覧表の下に記載したとおりとなっております。</p>
内田会長	太田先生、そろそろおまとめいただけますか。時間が15分を超過しておりますので。
太田部会長	<p>以上、総量削減計画(案)、総量規制基準(案)として、とりまとめましたので、資料1-1にありますように、環境審議会の答申案として報告させていただきます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願い申し上げます。ちょっと長く時間がかかってしまって申し訳ございません。</p>
内田会長	はい。非常に詳しく総量規制基準、それから目標値について、目標値設定を策定するにあたっての基準をどういうプロセスでやったかということ、非常に詳しく説明をしていただきました。皆さん何かご質問ございますか。
朴委員	<p>太田先生、詳細な説明ありがとうございました。私は質問というよりですね、1つ、今後のことについて、是非とも県を越えた交渉は難しいかもしれないけれども、愛知県との交渉が必要なんじゃないかということで、一言申し上げたいと思っております。つまり、伊勢湾というところは、3県に関わる部分であると。家庭排水というのがかなり占めている中で、単純に考えてみても、愛知県は三重県の4倍ちかい人がいるということを考えると、資料1-2の18ページにあります、平成26年までの削減の目標値が、ほとんど均等割りみたいになっています。人口規模が4倍以上あるけども、ほとんど同じぐらいの割合で削減がCODも窒素に関しても、りんに関してもそうなんだけど。</p> <p>私的に見ると、少なくとも愛知県は、4倍近い努力をしなければならぬんじゃないかというふうに思っているんですね。もし、三重県の下水道とか、いろんなものが都市型じゃないので、なかなかいろんな問題があるんだとか、意図的なものがあるにしても、これは、人口比例配分から見ても不平等なやり方じゃないのかと思う部分がありまして。愛知県は、既に策定されているのか。これからうちが先で、愛知県がこれからやっていくということであるならば、三重県からも伊勢湾は共有の資産ですので、守るための努力をしていくようなことを促すようなことは出来るのかという部分で、本質的なものではないですけども、今後のことを考えたときに、そんなような交渉の余地はあるのかどうか、教えていただければと思っておりますし、もしなければ、是非とも審議会でこういうことを言う委員がいたということ伝えていただければと思います。</p>
太田部会長	三重県の規制ということで、確かに、人口の多い愛知県等については、総量規制を厳しくすべきではないかというお話ですけども、個々の事業場の平等という考え方からすると、私は確かにそういう声が出ると思いますけれども、従来と同じような規制の仕方でもいいんじゃないのかなというふうに、個人的には思っています。総量規制ということで、排水量が多い愛知県について、個々の事業所ごとに厳しくするというのは、事業所の平等の考え方からすると、

	パブリックコメント的には評価されない、逆に批判されるのでは。
内田会長	県のほうで、3つの県で協議をする場所はあるのですか。
中川室長	当然これは、3県にかかることですので、協議といいますか、それだけの場じゃないですけども、話をさせていただく場もございますし、先生が言われるように、人口の差とかもございますけれども、愛知県の生活排水処理というか下水道の話と重複しておって、下げられる幅が少ないという事情もあって、国も含めてこういった形で配分されておるので、このへんまた、十分連携しながら、進めていきたいと考えております。
内田会長	朴さんの意見も三重県だけでやってもあまり意味がないんじゃないかと。だから3県揃って協議をする場っていうのは、三重県の環境審議会と同様、もしくはそれ以上に大事な会議ではないかなと、こういうふうな指摘じゃないかなと思うんでね。是非それは、一度。これは三重県の環境審議会やから、そこまではちょっと踏み込めないだろうと思うんですけども。是非ともっと次の上の会議でやっていただければと思います。 他どうでしょう。
井ノ口委員	商工会議所連合会の専務理事をしております、井ノ口と申します。産業系の考え方を教えていただきたいんですが。資料1-2、35ページから36ページにかけて産業系の計算、先程ご説明いただきました。それで、理解の仕方がわからないのですから教えていただきたいのですが。事業所を3つに分けていただいて、指定地域内の事業所、777、小規模事業場、5,026、未規制事業場、8,094。それぞれに分けていただいたということですね。指定地域内の777については、アンケートをしていただいた。小規模事業場と未規制事業場については、特にアンケートはしていただけていないということですね。大規模事業所の方につきましては、アンケートの結果で、平成26年度の推計としては増加の見込みということによろしいでしょうか。
太田委員	そうでございます。
井ノ口委員	大規模事業場以外の事業場につきましては、アンケートがございませんので、過去のこれまでの実績のトレンドから推定をして、26年度を出されたということによろしいのでしょうか。
太田委員	そのとおりです。
井ノ口委員	それで、増加となっておりますわけですね。計画としては。実は、それが21年度までの実績で、その過去の「トレンド」？で出されているわけですね。ご承知のように、ここ2年ぐらい非常に円高で、私どものほうとしては、非常に製造業を中心に大変受注が減りまして、大変な状況になっておりまして、企業そのものが海外に出荷をすとか、生産の拠点をある程度海外にシフトするとかが増えてきているわけです。そういう状況の中で26年度までの過去の推計だけ出すということは、それによって「増えるんですよ？」とおっしゃるのは、どうなのかなというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。
太田部会長	その点については、事務局とご相談を申し上げまして検討したいと思います。
井ノ口委員	今日もTPPのご議論かなりされておりますけれども。大変な状況になっておりまして、製造業については過去のトレンドのような増加を見込むことが厳しい状況になったと思うんです。特に、ここ3年ぐらいは、厳しい状況におかれることになりまして。なかなかそういう意味では、残念ですけども、製造出荷額が過去のように増えないんです。その辺を心しておいてい

	ただきたいと思います。
太田部会長	ありがとうございました。
内田会長	井ノ口さんの立場はよくわかりましたけれども、これぱっと見たときに、たぶんほとんどの人が「産業系に甘すぎるんじゃないですか」というふうに感じると思います。他のところはみんな削減せいといっておるのに、産業系だけは目標設定が上位に設定されているっていうのは、いささか納得しづらいというところが、たぶん今日ここにご出席の皆さんの、気持ちなんじゃないかなと。せめて目標だからね。プラスにはせんと、今並に抑えるか、やや削減するというような目標値を設定すべきじゃないかなというのは、どういう計算するの。井ノ口さんが言われたように、産業界が海外に移っているとか、そういう部分を計算して、どうですか0%ぐらいになんとかならんのですかね。
太田部会長	「ちょっとそれについてお答え申し上げるんですけども」？産業系は従来入っていなかった業種とか、そういうものも、今回入ってきて、従来の業種、事業所の種類だけでしたら、削減したということなんです。規制の対象が増えたということなんです。
中川室長	産業につきましては、先ほど見ていただいた、当年度中延ばして、多少増加するという部分について、それが増加しないように、施策、いろんな対策でもって下げるということで目標値を設定しております。資料1-1の1ページですけれども、21年度における量が12トンのところ、そのまま上げないというようなことで、そのまま12トンという形の目標値にしてあります。増加分については、対策など規制によって、削減をするというふうな目標に設定をしておるといってございませう。
内田会長	資料によると、削減というか、21年なみでいいと、そういうことやな。まとめは。先生が説明してくれた資料1-2では、そうはなっていないんだけど、答申のところは、21年なみでいくとこういうことやね。これは目標だから、国が是非達成してほしいなと。 今我々の立場は、環境と生産のバランスをどうとるかという中で、環境審議会としての立場というのは、環境を享受するというのが我々の立場ではあるんだと思うんでね。そういうことです。 時間も限られていますので、いかがでしょう。こういういうことで、少し語句の修正とかそういうことはあると思いますけれども、具体的な細かい修正については、会長と部会長に一任させていただくということで、了解をしていただけますでしょうか。
井ノ口委員	結論的には結構だと思いますが。説明の仕方として、先程の先生のような説明をされてしまうと、産業界としては、何だその考えていないのということが、ところが現実はそのじゃないというところが出てまいりますので、説明のほう、よろしくお願ひしたいと思います。
太田部会長	申し訳ございません。
内田会長	よろしいですか。そういうことで、水質総量規制の報告については、環境審議会として、知事の諮問に答えるということにさせていただきます。 次は環境基本計画について、最終案を井村部会長からご説明をしてもらいます。
井村部会長	環境基本計画部会の部会長でございます、井村が説明させていただきます。 資料2-1をご覧くださいと思います。 三重県環境基本計画につきましては、今年1月に開催されました三重県環境審議会におい

て、検討状況の報告をさせていただいたところですが、いろんな事情の変化が、例えば震災のこととか、知事がお変わりになったこととか、そういうことがございまして、9月6日(火)と10月31日(月)の2回、新たに部会を開催まして、本日ご報告させていただきます、最終案をまとめたところでございます。

今、申し上げましたように、三重県におかれては新しい知事が就任されて、現在、新しい県政のビジョンである「みえ県民力ビジョン(仮称)」の策定作業中でございます。

今回報告させていただきます「環境基本計画」についても、現在新しい知事のもとで策定中の「みえ県民力ビジョン」の考え方やその取組との整合をはかったもの、後で申し上げますが「協創」というのが新しいキーワードとして知事から提唱されていますので、そのへんも出来るだけこの中に入れて計画案を策定いたしました。

現在ある程度まとめたものを、既にお送りしたわけでございますが、どう変化したかというのを説明したいと思います。

まず、11ページに施策体系というのが書いてございます。基本的にこれについては、大きな変更はございません。基本理念に「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく」。めざすべき姿として、「かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざす」。大きな目標のもとに「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」この2つを主体にして、そのあとに小さい施策として、具体的に細かいものをたくさん書いてございます。こういう点は変えてございません。

それから前回には入っていませんでしたが、3ページ、ここに計画の構成ということで、一番最初に全体像を示したものの、ここに図を入れて、全体像をわかりやすいように記述しております。

基本的な理念については大きな変更はないのですが、東日本大震災等を受けて、どこが変化したか具体的に言いますと、5ページでございます。そこに、「4(1)環境をとりまく2つの大きな潮流 低炭素社会」と書かれてございます。従来ですと低炭素社会というのは、温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を少なくするというもっぱら環境負荷を減らすという書き方になっていたわけですが、震災の後、原発の問題もありまして、CO₂のことだけでなく、再生可能エネルギーの推進というのも大事だということで、真ん中に書いてございますが、再生可能エネルギーや省エネルギーなどのエネルギー分野を新しい成長分野とし、低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成について書かせていただきました。もちろんCO₂を削減するという事は必要なことですが、それだけでなく再生可能エネルギーを新しい成長分野と捉えるといったふうに置き換えております。

また、少し戻りますが、4ページの「2004年改定計画による取組結果と課題」という項目 基本目標 「人と自然が共にある環境の保全」のその言葉の下から3行にもございますように、「東日本大震災における地震・津波等の被害が甚大で・・・」とございますが、要するに自然環境の保全というのは、単に環境の保全ということだけでなく、防災上の機能としてもいろいろあるということを書き加えて整理いたしました。

それから、第二には、先ほども申し上げましたように、現在、三重県において策定作業が進

んでおります「みえ県民力ビジョン」の考え方を取り入れたということでございます。

具体的には、10ページを見ていただきたいのですが、そこに、第1章の目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方という記述があるんですが、上から7,8行目あたりですが、三重県には、全国に先駆けて、県民がそれぞれの役割分担のもとに協働し、公を担ってきた実績があります。で「協創」とはと、「協創」という概念は、新しい知事のもとで新しい三重県として取り組んでいきたいという概念であり、これを私たちとしても取り入れさせていただきました。

「みえ県民力ビジョン(仮称)」の中にありますが、主体的に社会に関わる「アクティブ・シチズン」として活動することによって得られるものと、こういう言葉がございますが、「アクティブ・シチズン」という言葉は、常にいろんな人が主体的に問題解決に関わる、こういうことを環境基本計画にも盛り込んで、ということでございます。それからちょっと先のほうにいくのですが、25ページにも若干変更がございます、第3章の、「計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり」のタイトルを改めさせていただいたのですが、本当はここに31ページと32ページに、各主体の役割というのがあるんですが、前の案ではこの2ページが、独立の章になってございました。しかし、新しい知事の考え方に基づき、「協創」という視点のもとに仕組みづくり、基盤づくりをしていくということで、従来分けていたのを一緒にいたしまして、1つにしました。その中に25ページの上のほうに、取組の視点とありますが、その中に行動する県民「アクティブ・シチズン」ということを書き、そしてその協創という概念をそこに書いてございます。前の案ですと意外と淡々といろんな主体が県はどうする、市はどうするという記述でしたが、協働して取り組むとしております。そのことをより具体的に言いますと、35ページに図がございますが、計画の推進イメージですが、この図を見ていただきますと、下半分ですね。そこに協創による計画の推進という概念でやっております。こういう35ページにある図に基づきまして、31ページとかの、各主体の役割として整理しなおすことといたしました。以上が、大体大きな修正の考え方でございます。

それから若干補足といたしまして、資料の2-2、2-3とございまして、この計画の策定に対しまして、市町長からの意見の聴取と、県民からのパブリックコメントを聞いておりますので、その意見反映結果等を資料に入れさせていただきました。

資料2-2は、志摩市長からでた意見でございますが、主に2つございまして、1つは計画の中にもう少し自然の恵みということを加えてほしいというようなこととございましたので、資料2-2の右側のほうに対応が書いてございますが、例えば森林づくり基本計画とか、水産業・漁村振興指針とか、こういうものも含めて、農林水産業と自然の恵みの享受を一体的に捉えるということで、この項に追加記載することといたしました。

それから下のほうに書いてある意見は、沿岸域に関連する施策を、もっと効果的にやれるんじゃないかと、それについては、6ページのところに、そういうところで少し文言を修正をいたしております。6ページの最初の「第1章4(2)環境に関する三重県の状況」というところでございますが、この上から3分の2ぐらいですが、このほか伊勢湾の再生など三重県域だけではなく流域の地域全体で協働しなければ解決が難しい広域的課題や、沿岸海域の環境保全など施策横断的な課題が発生してきているとその中で文言を変え

	<p>させていただきました。それから、里地、里山という言葉に加え、里海という言葉も新たに加えさせて頂いております。</p> <p>それから資料 2-3 ですがこれは、パブリックコメントでございまして、意見なんですけれども、2 つコメントがございました。</p> <p>1 つ目は、環境基本計画に県民からいただいた意見を、どの程度とりいれていくのかという、市民参画が大事だというコメントがございました。大変重要なコメントだと思いますが、これはまさしく、「協創」という概念の中に包括されていると思いますので、やはり一般的なことでございますけれども、いろんな部門と協働するかたちで環境審議会や県議会を通じて、県民の皆さんの意見を反映していくこととなります。</p> <p>次に2 つめのご意見でございますが、環境基本計画の趣旨に反する行為であって、県民が環境を享受する権利を害された場合の対応方法についても、基本計画に記載すべきであるという内容でした。</p> <p>これにつきましては、基本計画は、環境に関する個別具体的な規制を行うものではない旨をご説明させていただいたうえで、環境の汚染などによって、生活環境に支障が生じている、または、支障が生じるおそれがある場合の対応方法についてご説明させていただいております。</p> <p>また、1 番の意見に対してと同様に、環境保全の取組についても、「協創」という手法で取り組んでいきたいと考えている旨をご説明させていただいております。</p> <p>パブリックコメントについては追って全部まとまった段階でホームページ等で公表していただけるということです。だいたい説明は以上となります。</p>
内田会長	井村先生ありがとうございました。少し修正点が増えて、東日本大震災のところをいれたと。県民力ビジョンのところを。それから市町村からの意見、パブリックコメントについて参考として頂いたということだと思わすけれども。
岡村室長	先ほど部会長のほうからお話いただいた、みえ県力ビジョンのところを事務局のほうから補足説明をさせていただきたいと思っているんですが、よろしいですか。
内田会長	簡単に。
岡村室長	<p>別紙の資料で、A 3 の資料をご覧ください。先程部長のほうからも、ご案内させていただいたところですが、今、県の方では知事がかわったということもありまして、みえ県民力ビジョンということで策定を進めております。今、中間案が出来上がっている状態でございますので、それを公表させていただいているということでございまして。こちらのほうも、10 年計画というふうな計画でございますので、環境基本計画のほうも、こちらの期間にあわせて、10 年計画にしていくとしております。</p> <p>先程、井村部会長さんからも説明ありましたところの話ですが、右側に基本理念というのがございまして、その中で「県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重」というふうにしておりまして。この「幸福実感日本一」をどのように進めていくのかということの考え方の中に、やはり県民の方それぞれが目標に向かって力をあわせてやっていくということが、幸福の実感につながるのではないかと。それでまた、成果を生み出していくということで、やっていくことが実感につながるのではないかと。ここで「協創」という言葉を新たに打ち出しまして、</p>

	<p>それによって進めていくというふうにしておりまして、下のカッコ書き2つ目の段落ですけれども、みんなで力を合わせて協働することで、成果を生み出し新しいものを創造できるということ、そういった取組を「協創」とよんで県民力を結集して新しい三重県を創っていくというふうにしております。</p> <p>それで、左側の下のほうを見ていただきたいんですけども。協創していくために、一番下にアクティブシチズンということで、「自立し、行動する県民へ」というタイトルがございますけれども、県民の皆様はすべて自らの判断と責任のもとで、公共心を持って地域社会や企業などの一員として進んで責任を果たしていくと。自立し行動する県民ということでアクティブシチズンでありたいということでありましたので、アクティブシチズンという活動を期待しながら、県も皆様方と力を合わせながら「幸福実感日本一」を進めていくと、そういうふうな考え方でやっていくという計画になっておりまして、その考え方も今回、環境基本計画の中に取り入れていただいて、議論していただいているというところです。</p>
内田会長	<p>はい。ありがとうございます。今、県民力ビジョンの説明をしていただきましたけれども、環境基本計画についていかがでしょうか。みなさん。</p>
朴委員	<p>簡単に1つ教えていただきたいということです。第2章の施策体系と施策内容のところの、13ページなんですけれども。環境基本計画と同時進行で、温暖化対策実行計画もやっております。平成23年度、おそらく1月には出てくるというふうに思っているんですけど、今の段階では予定となっているんですが、それが出来た次第に、温暖化と基本計画と最終的にどういう文言で、どういうふうに落ち着くのかそれを教えていただきたいのが1つ。</p> <p>それからもう1つ。これは、こちらと関係していないんですけども。「アクティブシチズン」ってなんだろうってことなんです。なぜカタカナの必要があるんだろう。行動する県民という言葉で十分わかると思うんです。かえてアクティブシチズンって言い方はわかりにくいんじゃないかと思います、以上2点。</p>
井村部会長	<p>事務局の方から、説明してもらったほうが間違いがないと思いますので。</p>
岡村室長	<p>温暖化計画のほうも、今ご議論いただいております、当然の事務方としては、その内容とあわせた形で整合性をとりながら、進めてきておるというふうなことで、最終的には、再度次の審議会に環境基本計画のほうも提出させていただきたいと思っております。</p> <p>それと同時期に温暖化対策計画のほうも、ご議論いただけるかなと思っておりますので、最終用に向けてまた、引続きそのあたり調整させていただいて、整合性、統合を図れるようにやっていきたいと思っております。</p>
朴委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
岡村室長	<p>それから、アクティブシチズンについてご意見いただきまして。一応、用語解説ということで、59ページにふれさせていただいているところではあるんですが、環境基本計画のオリジナルというか、県全体としての言葉遣いという形の中での位置付けとなっております。もともと、59ページにもありますように、アメリカの大統領、J・F・ケネディが使った言葉ということの中で、それぞれ、これまでも公共もやっていくんですけども、それぞれの住民、県民の方も一緒に力をあわせてやっていくということに使っているというようなこともありますので。</p>
朴委員	<p>いろんなところでアンケートをとってみると、カタカナのところが多すぎるというのがあります。</p>

	まして。アクティブシチズンも悪くはないんですけども、「行動する県民」という立派な日本語があるのにということです。結構です。
岡村室長	わかりました。
吉岡委員	<p>吉岡です。ちょっと気のついたことを言わせていただきたいんですけども。2ページの分野別方向性を「明示」と書いてあるんですが、下に「など」と書いてあるのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思います。あと、3ページの括弧の中ですね。第1章というところがあるんですけども、問1、2、3については、何もふれてないといったらおかしいんですけども、やはりキーワード的に、4の項目のような、キーワード的なものを入れてもらいたいと思います。</p> <p>それから10ページ、先程の話しにも出ておりました「協創」という言葉ですね。これ新しい言葉であって、辞書を引いてもなかなか出てこないと思うので、用語説明をこの入れてもらっているんで、用語説明を入れてもらいたいんじゃないかなと思っています。</p> <p>あとは51ページ。51ページの一番下の方の(2)の環境学習・環境教育の推進ということがあるんですけども。僕がここに一つほしいと思うのは、環境教育、小学校、中学校こころへの環境教育と、環境リテラシーという考え方を表現してもらって、この上と下を入れ替えて、「また学校現場においても」と書いてあるんですけども、順序としてはこういうふうな言い方が悪いかどうかわかりませんが、三重県環境学習情報センターに頼るような格好ではなくって、学校教育そのもので頑張ってもらいたいというふうに思っています。以上です。</p>
内田委員	ありがとうございます。答えてもらうのは事務局の方でできますか。今のは、井村部会長よりも、事務局のほうが・・・。
岡村室長	<p>事務局のほうで。まず、2ページのほうにつきましては、なるべく網羅して全て入れ込みたかったんですけども、詳細な計画まで入れると、非常に数が多くなるということもありまして、各分野全て、主要な計画を入れさせていただいたということでございますので、「など」のところは、その他細かい計画が含まれているということで、ご理解いただければと思います。</p> <p>それから3ページのキーワードにつきましては、確かに全体のトーンがそろっていない部分もございますので、スペースの問題もありますけれども、一度キーワードを入れることについて検討させていただきたいと思います。</p> <p>協創につきましては、確かに一番最後のところの用語集に解説入っておりませんので、本文中でも一応説明をさせていただいておりますけれども、どこを見てもわかりやすいように、「協創」につきましては、委員がおっしゃるように新しい概念、言葉でもありますので、わかりやすいような表現で用語集の方で整理させていただきたいと思います。</p> <p>学校教育につきましては、26ページにも書き込んであるところでもありますが、委員おっしゃるとおり、ただ単に環境学習情報センターの方に行ってしまうということではなくて、学校教育現場の中でもそういったものを取り入れて、学校の中でも環境教育を実施していくというようなことですか。あるいは、26ページの中ほどに、関連する計画等というのがありまして、その2つ目に、三重県教育ビジョンというのが策定されておりまして、その中でも環境に配慮した形での教育活動をしていくということもふれさせていただいているところもございまして、そのあたりも留意しながら環境基本計画のほうも整理してということでございます。</p>

	す。
内田会長	<p>はい。いかがでしょう。基本計画につきましては、細かい語句の修正については、これも会長、部長に一任して、大筋としてはこれでご了解をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>今皆さんがご指摘になったことは、これは官僚が創っておる文章やから、アクティブシチズンとか、協創なんていうと、これは役人の語句で、一般の市民は全くわからないわけやね。一般の市民がわかるように、どうやって書くかということかこれからの官僚の仕事だと私は思っておるんやけど。わざわざ協創なんていわんと、幸福実感日本一を目指そうと言ったほうが、皆はるかにわかってくれるんだけど、これをわざわざ協創なんていうから。普通「きょうそう」という言葉を聞くとコンペディション、競争するというイメージしかわかんというところの情けない？と官僚に怒られるから言いませんけれども、ちょっと県の県庁から、もっと外へ出て、住民がどんなことを考えているのかということ汲み取ってくれないと、本当の意味の環境基本計画というのは、出来ないだろうと私は思っているのね。辰己部長やったかな、もっと若い人を叱咤激励して、外へ行って廻ってこいというぐらいのことを是非お願いしたいと思います。以上でその他は特にございませんけれども、最後に閉会につきまして、閉会の挨拶を事務局のほうからお願いします。</p>
辰己部長	<p>委員の皆様方におかれましては、大変熱心なご議論を賜り、ありがとうございました。</p> <p>本日、ご審議いただきました「第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準」につきましては、本日ご審議いただきました内容をもとに答申をいただき、基準策定に向けた作業に着手して参ります。</p> <p>それから、三重県環境基本計画については、まだ途中の段階でございますが、最後に会長のほうからご指摘いただきましたように、実感するというのは、まさにわかりやすいという部分でございますので、なるべくわかりやすいものにしていきたいと考えておりますので引き続き、お力添えをお願いいたします。</p> <p>それでは、内田会長 様、青木副会長 様、馬岡副会長 様をはじめ、委員の皆様、そして、井村部会長様、太田部会長様、に深く感謝を申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>